③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⑮～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14.　［略］

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第８号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

［⑮～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第８号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名